就活ハラスメント防止に関する基本方針

当社は、「労働施策総合推進法に基づく指針」および「男女雇用機会均等法に基づく指針」などの指針を支持し、当社事業の影響を受けるすべての人々の基本的な人権を尊重し、心身の健康や安全を確保することは企業の重要な責務であると考えています。当社は、いかなる形態のハラスメント、差別を許容せず、求職者のみなさまに対して安心して就職活動を行える環境を整備し、公平かつ透明な就職活動を推進するため、「就活ハラスメント防止に関する基本方針」 を策定しました。

求職者のみなさまにおかれましては、当社社員から下記の「当社社員との面会ルール」に反する内容を強要された場合は、当社相談窓口までご相談ください。相談が当社の選考・合否結果に影響することは 一切ございません。

■就活ハラスメントの定義

・求職者のみなさまに対する「セクシャルハラスメント」や「パワーハラスメント」等のことをいい、会社側の優越的な立場を利用し、立場の弱い求職者のみなさまの尊厳や人格を不当に傷つけるもの

・求職者のみなさまに対して、性別・年齢・国籍・障がいの有無、家庭状況等に基づく不平等な扱いをすること

■当社社員との面会ルール

- 採用活動における面会は、会社オフィスまたは公的な場所（大学のキャンパス内、公共の商業施設、個室でない飲食店等）に限定します。
- 採用活動のいかなる場面においても、飲酒を伴う会食を一切禁止します。
- 当社社員による就活生・求職者との連絡は、会社のメールアドレスおよび業務用携帯電話とします。
- 採用活動に関するハラスメントを防止するため、専用の相談窓口を設置します。

当社の就職活動の中で、当社社員からの迷惑行為・発言等を受けられた場合には、相談窓口までご相談ください。こちらへのご相談が当社の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

■就活ハラスメント相談窓口　　desk-rec-hara@mizobata.co.jp

2026 年 10 月 1 日

溝端化学株式会社

代表取締役　溝端　洋之